

第2期

あいらくリーンセンター包括運営管理委託

実施方針

2024年5月

始良市

# 目 次

<b>第1章 用語の定義</b> .....	<b>1</b>
<b>第2章 共通事項</b> .....	<b>2</b>
第1節 事業名 .....	2
第2節 本件施設の名称及び種類 .....	2
第3節 事業目的 .....	2
第4節 本件施設の概要 .....	2
第5節 基本方針 .....	3
第6節 契約 .....	3
第7節 事業期間 .....	3
第8節 運転・維持管理業務の準備 .....	4
第9節 事業期間終了時の措置 .....	4
第10節 業務範囲 .....	4
第11節 事業者の収入 .....	4
第12節 関係法令等の遵守 .....	4
<b>第3章 募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>5</b>
第1節 事業者の募集及び選定方法 .....	5
第2節 募集及び選定の手順 .....	5
第3節 応募参加資格等 .....	6
第4節 提出書類の取扱い .....	6
第5節 参加資格要件 .....	6
第6節 応募者の審査及び事業者の選定 .....	8
第7節 事業者決定後の手続き .....	9

<b>第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b>	<b>10</b>
第1節 想定されるサービスの水準・仕様	10
第2節 想定されるリスクの分担	10
第3節 本市による事業の実施状況の監視	10
<b>第5章 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b>	<b>11</b>
第1節 係争事由に係る基本的な考え方	11
第2節 管轄裁判所	11
<b>第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b>	<b>12</b>
第1節 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	12
第2節 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	12
第3節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	12
第4節 その他	12
<b>第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b>	<b>13</b>
第1節 法制上及び税制上の措置に関する事項	13
第2節 財政上及び金融上の支援に関する事項	13
<b>第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b>	<b>14</b>
第1節 情報提供	14
第2節 応募に伴う費用負担	14
第3節 本実施方針に関する担当部署	14
実施方針添付資料-1 本事業の対象となる施設	14
実施方針添付資料-2 業務範囲の概要	15
実施方針添付資料-3 リスク分担表（案）	17

## 第1章 用語の定義

第2期あいらくリーンセンター包括運営管理委託の実施方針では、次のように用語を定義する。

本市	：	始良市をいう。
本事業	：	「あいらくリーンセンター」の運営事業をいう。
本件施設	：	「あいらくリーンセンター」をいう。
事業者	：	本市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者で、本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
契約期間	：	本市と事業者が交わす事業契約書の契約日の翌日より運営終了日までの期間をいう。
運営準備期間	：	本市と事業者が交わす事業契約書の契約日の翌日より、運営開始前日までの期間をいう。
事業期間	：	運営開始日から運営終了日までの期間をいう。
現事業者	：	現在、本件施設の運営を行っている事業者のことをいう。
応募者	：	本事業の公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する企業をいう。
応募企業	：	応募者が単体企業のことをいう。
応募企業体	：	応募者が複数の企業によって構成される共同企業体のことをいう。
代表企業	：	プロポーザルにおいて応募者が複数の企業で構成される場合の代表を務める者をいう。
プロポーザル実施要領	：	本事業のプロポーザルに参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
要求水準書等	：	要求水準書及び本事業のプロポーザル実施公告に際して公表するプロポーザル実施要領、様式集の書類をいう。
事業契約	：	本事業の運営の実施のために、本市と事業者が締結する契約をいう。
維持管理業務	：	本事業のうち、本件施設の維持管理に係る業務をいう。
運転業務	：	本事業のうち、本件施設の運転に係る業務をいう。

## 第2章 共通事項

### 第1節 事業名

第2期あいらクリーンセンター包括運営管理委託

### 第2節 本件施設の名称及び種類

名称：あいらクリーンセンター

種類：し尿処理施設

### 第3節 事業目的

本事業は、本市が所管しているあいらクリーンセンター（以下「本件施設」という。）に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）を適正に処理・処分することにより、環境への負荷軽減と保全を図るとともに、効果的かつ効率的な運転管理により、本件施設の性能を安定的に維持することを目的とする。

また、本件施設の運営については、経済性に配慮するとともに、運転管理に関するノウハウを最大に発揮することにより、通常時における安定した運転に加えて、非常時においても迅速な対応が行えるように計画するものとする。

### 第4節 本件施設の概要

本件施設の概要は表1に示すとおりである。

表1 本件施設の概要

施設名	施設概要	
あいらくリーセンター	① 土地面積	9,918.03 ㎡
	② 延床面積	4,778.73 ㎡
	③ 構造 RC 構造	一部 S 造 地下 1 階、地上 2 階
	④ 規模	195kL/日 (し尿 77kL/日、浄化槽汚泥 118kL/日)
	⑤ 処理方式	高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理
	⑥ 所在地	鹿児島県始良市加治木町木田 5348-26
	⑦ 都市計画事項	都市計画区域内
	用途地域	工業地域
	防火地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	⑧ 電気	
	設備容量	1,600kVA 受電電力 745kW 受電電圧 6,600V
	契約電力	378kW (令和 5 年 8 月時点)
	非常用発電装置	定格容量 400kVA 燃料：灯油
	⑨ 生活用水	上水
	⑩ プロセス用水	上水
	⑪ ガス	都市ガス

## 第5節 基本方針

事業者は、本事業の実施にあたっては、以下の基本方針を遵守すること。

- 1 適切な維持管理により本件施設の要求性能を発揮させ、適正に廃棄物の処理を行うこと。
- 2 環境への負荷軽減を考慮するとともに周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。
- 3 本件施設の安全性・安定性を確保するとともに経済性を考慮し、効率的な運営業務を行うこと。
- 4 災害時においては、本市と協力して迅速に対応すること。

## 第6節 契約

本市は事業者と本事業に係る事業契約を締結する。

## 第7節 事業期間

事業者は、事業期間にわたって本件施設の運転・維持管理業務を実施する。また、事業者は、運営準備期間中に、現事業者から業務の引継ぎを受けることとする。本事業の契約期間を次に示す。

- 契約期間 : 契約締結日の翌日から令和 17 年 3 月 31 日まで
- 運営準備期間: 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 事業期間: 令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで (10 年間)

## **第8節 運転・維持管理業務の準備**

事業者は、事業の引継ぎ開始までに、事業引継ぎ計画書を提出し、本市に確認を受けるものとする。

## **第9節 事業期間終了時の措置**

事業者は、事業期間終了時の引渡し条件に基づいて要求水準を満足する状態に保って、本件施設を本市または次期運営管理事業委託業者に引継ぐものとする。事業期間終了時の措置について、引渡時の詳細条件は、本市と事業者の協議によることとし、協議は運営管理開始8年目から実施することを予定している。

## **第10節 業務範囲**

事業者の行う運転・維持管理業務の概要は、次のとおりである。詳細については要求水準書に記載する。

- 1 搬入・搬出管理業務
- 2 運転管理業務
- 3 維持管理業務
- 4 環境管理業務
- 5 情報管理業務
- 6 防災・防犯・警備等管理業務
- 7 その他付帯業務

## **第11節 事業者の収入**

本事業における事業者の収入は本市が支払う委託料とする。委託料は、固定費と変動費で構成する。

## **第12節 関係法令等の遵守**

本市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 第3章 募集及び選定に関する事項

#### 第1節 事業者の募集及び選定方法

本事業の事業者決定は、公平性、透明性の確保の観点から、審査機関を設けプロポーザル方式により行う。

なお、応募者が本事業のプロポーザル実施公告に際して提示するプロポーザル実施要領等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、事業者を決定する。

#### 第2節 募集及び選定の手順

##### 1 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

表2 事業スケジュール（予定）

内容	日程
① プロポーザル実施公告及びプロポーザル実施要領等の公表 （優先交渉権者選定基準、要求水準書、業務委託契約書（案） の公表を含む）	令和6年5月1日（水）
② プロポーザル実施要領等に関する質問の受付期限	令和6年5月13日（月）
③ 上記②への回答	令和6年5月20日（月）
④ プロポーザル参加資格審査申請書類受付期限	令和6年5月27日（月）
⑤ プロポーザル参加資格審査結果の通知	令和6年5月31日（金）
⑥ 現場確認申込受付期限	令和6年6月7日（金）
⑦ 現場確認期間	令和6年6月11日（火）～ 6月14日（金）
⑧ 要求水準書及び現場確認等に関する質問の受付期限	令和6年6月20日（木）
⑨ 上記⑧への回答	令和6年6月28日（金）
⑩ 提案書等プロポーザル書類の受付期限	令和6年8月5日（月）
⑪ プレゼンテーション・ヒアリングの開催	令和6年8月20日（火）
⑫ プロポーザル結果の通知	令和6年8月23日（金）
⑬ 事業契約（予定）	令和6年12月下旬

##### 2 実施方針等に関する質問・意見の受付

本実施方針等についての質問・意見は以下のとおり受付を行う。また、質問・意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

###### (1) 受付期間

本実施方針等公表日から令和6年5月13日（月）午後5時までとする。

###### (2) 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。



ア 送付先

始良市役所 市民生活部 生活環境課  
〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町2 5 番地  
(E-mail) s-kanri@city.aira.lg.jp

イ タイトル

「(提出者名) - 実施方針等に関する質問・意見」

ウ 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

### 3 プロポーザル実施公告 (プロポーザル実施要領等の公表)

プロポーザル実施公告は、令和6年5月1日に行い、併せてプロポーザル実施要領及び要求水準書等を公表する。

#### 第3節 応募参加資格等

プロポーザル参加資格の確認として、参加表明書及び参加資格の確認資料等の提出を応募者に求める。

提案審査については参考見積書及び運営管理に関する提案に掲げる事項を主な内容として含む事業提案書の提出を求めることとし、詳細については、プロポーザル公告時に示す。

#### 第4節 提出書類の取扱い

##### 1 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、本市はこれを無償で使用することが出来る。

##### 2 特許等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

##### 3 資料の公開

本市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類(選定されなかった応募者からの提出書類を含む。)の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については本市と各応募者との間で協議する。

#### 第5節 参加資格要件

応募者は次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

運転・維持管理業務の実施にあたっては、次に規定するものはもとより、本市の住民を対

象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社もしくは支社がある企業を積極的に活用すること。

## 1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、単体企業または応募企業体とする。
- (2) 応募者は、プロポーザル参加表明申請書提出時に各企業の担う役割を明らかにすること。
- (3) 応募企業体は、代表企業と協力企業から構成されるものとする。
- (4) 応募企業体を構成する場合、構成メンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 応募企業体を構成する場合、構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。
- (6) 応募企業体を構成する場合、構成メンバーのいずれかと資本関係または人的関係のある者が、他の応募企業体の構成メンバーとなることは認めない。

なお、「資本関係または人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

### ア 資本関係がある場合

以下の（ア）または（イ）のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係がある場合

以下の（ア）または（イ）のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む常勤または非常勤の取締役、監査役、執行役員及びその他全ての役員を指す。

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他事業者の決定の適正さが阻害されると認められる（ア、イと同視しうる資本関係または人的関係があると認められる等）場合

- (7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## 2 応募者の参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度入札参加資格審査申請書を本市に提出している者であること。
- (3) 本事業の公告日から事業者の選定が終了するまでの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成22年始良市訓令第56号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 始良市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）及び始良市が行う契約からの暴力団

排除措置に関する要綱（平成 27 年告示第 570 号）に基づく入札等排除措置を受けていないこと。

- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条または第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条または第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者
- (9) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係または人的関係のない者  
・運営委託アドバイザー業務事業者：株式会社東和テクノロジー
- (10) 地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注したし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）を対象とした運転・維持管理等事業の受託実績を元請として有していること。ただし、受託実績は同一施設で平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間で、連続して 2 年以上を有すること。
- (11) 本件施設の運転・維持管理にあたり、責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

### 3 プロポーザル参加資格の確認

- (1) プロポーザル参加資格確認基準日はプロポーザル参加表明書提出期限日とする。
- (2) 事業者決定日までの間に応募者の構成企業のいずれかが参加資格要件を欠いた場合、当該応募者を審査対象から除外する。
- (3) 事業者決定日の翌日から事業契約の締結日までの間に事業者の構成企業のいずれかが参加資格要件を欠いた場合は事業者決定を取り消す。この場合において、本市は、事業者決定を取り消したものに対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 第 6 節 応募者の審査及び事業者の選定

以下の選定方法に従い、事業者を選定する。

### 1 審査

応募者の事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した検討委員会において実施する。

本実施方針の公表から事業者の決定に関する公表までの期間に、本事業について審査に係る職員等に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

## 2 プロポーザルの実施

- (1) 実施予定 令和6年8月20日（始良市役所本館3階大会議室・時間等については後日通知する。）
- (2) プレゼンテーション・ヒアリングは原則公開とするが、選定委員会での評価・採点は非公開とする。
- (3) プロポーザルの要領
  - ア プレゼンテーションは、参加者が提出した提案書等（拡大したものまたはプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用し、新たな資料の提示は認めないものとする。
  - イ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とし、その後に検討委員会委員からのヒアリング（質疑等）を15分程度行う予定とする。
  - ウ このほか、プレゼンテーション・ヒアリングに関する詳細については、別途、「プロポーザル実施要領」に示す。

## 3 審査の手順及び方法

- (1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加表明書等について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。
- (2) 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査項目及び審査基準に従って、検討委員会において事業提案書類の審査をプレゼンテーション・ヒアリングにより行い、優秀提案を選定する。
- (3) 審査結果

審査の結果については各応募者へ通知するほか、結果の概要及び審査講評を本市ホームページに掲載し公表する。公表に当たっては、1位の受託候補者は事業者名と得点、それ以外の応募者は事業者名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

なお、審査結果に対する審査請求は受け付けない。

## 第7節 事業者決定後の手続き

本市と事業者は事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 第1節 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は要求水準書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本件施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、本事業を行うものとする。

### 第2節 想定されるリスクの分担

#### 1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。本事業に伴うリスクは原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

#### 2 想定されるリスクの分担

本事業において、予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、要求水準書等に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

### 第3節 本市による事業の実施状況の監視

本市は本事業におけるすべての業務について監視を行う。監視の方法及び内容等については要求水準書等に定める。

また、事業者の提供するサービスが十分に達せられない場合、本市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

## **第5章 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **第1節 係争事由に係る基本的な考え方**

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

### **第2節 管轄裁判所**

事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **第1節 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- 1 事業者が実施する本事業の内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は事業契約を解除することができる。
- 2 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- 3 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### **第2節 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- 1 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- 2 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を賠償する。

### **第3節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他本市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わない場合、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、事業契約を解除することができる。

### **第4節 その他**

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## **第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **第1節 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現時点で、本市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

### **第2節 財政上及び金融上の支援に関する事項**

本市は、事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。



## 第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 第1節 情報提供

情報提供は適宜、本市のホームページで行う。

### 第2節 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用はすべて応募者の負担とする。

### 第3節 本実施方針に関する担当部署

始良市役所 市民生活部 生活環境課

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町2 5 番地

(E-mail) s-kanri@city.aira.lg.jp

### 実施方針添付資料-1 本事業の対象となる施設



## 実施方針添付資料-2 業務範囲の概要

表 業務範囲の概要（ハード面）

施設	維持管理業務	事業者	本市	備考
①処理部門	建物（構造物）		○	
	建築設備	○		
	機器設備	○		
	備品・什器	○		
	用役・消耗品	○		
	その他	○		
②管理部門	建物（構造物）		○	
	建築設備	○		
	備品・什器	○		
	用役・消耗品	○		
	その他	○		
	屋外建物（構造物）		○	レストハウス
③その他	構内道路	○		除雪、標識・カーブミラーの保守含む
	駐車場	○		除雪含む
	植栽	○		
	門・囲障	○		
	レストハウス（便所含む）	○		凍結防止、トイレトペーパー補充含む
	外灯	○		
	水道管、電話設備（電柱・電線等）、電気設備（電柱・電線等）等	○		電気設備には、自家用電気工作物の保安管理を含む
	その他	○		

○：業務範囲 △：一部業務範囲（備考欄参照）

※維持管理業務とは、保守、点検、補修、清掃、警備、用役、消耗品等の調達・購入等の業務

表 業務範囲の概要（ソフト面）

運転・維持管理業務	処理棟	管理棟	その他	備考
官庁等の許可、申請	▲	▲	○	
安全衛生管理	●	●	●	
作業環境管理	●	●	●	
労務・労災管理	●	▲	●	
緊急時対応	●	●	●	
事故時対応	●	●	●	
防災管理	●	●	●	消防署等の報告書作成は、管理部門分も含めて事業者
自主防災組織	●	●	●	
連絡体制	●	▲	●	
施設警備、防犯	●	▲	●	管理部門も含めて警備会社と契約（費用負担含む）は事業者
衛生管理（清掃）	●	●	●	
受付、計量	●			
運転教育訓練	●			
運転管理	●			
情報管理	●	●	●	
点検、検査	●	●	●	
設備補修	●	●	●	
設備更新	●	●	●	
環境保全	●	●	●	
残渣、不燃物等処分（場外）	●			
用役・物品管理	●	●	●	
備品、什器管理	●	●	●	
保険加入	○	○	▲	
第三者損害補償	●	●	▲	
見学者・市民対応	△	△	△	事業者は協力すること
モニタリング	○	○	○	

●：事業者への委託範囲

▲：基本的に事業者への委託範囲

○：本市の業務範囲

△：基本的に本市の業務範囲

### 実施方針添付資料-3 リスク分担表（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は要求水準書において示す。

表 リスク分担表（案）（1/2）

区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考	
		本市	事業者		
基本事項					
1	政治リスク	政治・政策変更等による契約変更	○		廃棄物行政の変更等に係る費用増
2	制度・法令変更リスク	事業に直接関係する制度・法令の変更	○		本事業に係る法令、制度、許認可等の変更
3	税制度変更リスク	事業者の利益に係る税制度の変更		○	法人税、法人事業所税等事業者の利益に係る税制度の変更
		上記以外の税制度の変更	○		消費税等に係る税制度の変更
4	物価変動リスク	物価変動に係る運営費の増大	○		事業契約書で定める一定の範囲を超えるもの
				○	事業契約書で定める一定の範囲を超えないもの
5	市民対応リスク	施設稼働に対する市民反対、訴訟問題	○		市民反対運動、訴訟等に伴う管理強化等による操業停止、費用増大
		施設運営に対する市民反対、訴訟問題		○	事業者の帰責事由により市民問題が生じた場合
6	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償		○	事業者の帰責事由による騒音・振動・地盤沈下・臭気及び第三者への損害
		上記以外で、本市の帰責事由の場合	○		上記を除く、本市の帰責事由による第三者への損害
7	本事業の中止、延期リスク	供用開始の遅延、債務不履行、事業放棄、破綻	○		本市の帰責事由によるもの、本市の指示によるもの
				○	事業者の帰責事由によるもの
8	デフォルトリスク	本市の帰責事由による契約解除	○		契約解除により事業者が生じた損害を賠償（逸失利益を含む）
		事業者の帰責事由による契約解除		○	契約解除により本市に生じた損害賠償
9	不可抗力リスク	天災、暴動等による事業の変更、中止、延期	○		本市、事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由で、暴風雨・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・騒乱・暴動・第三者の行為その他自然的または人為的な現象のうち通常予見不可能なものによる。（保険対象外）
			○	○	上記のうち、保険の対象となる被害

表 リスク分担表（案）（2/2）

区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考	
		本市	事業者		
運営期間					
1	計画変更リスク	本市の指示、帰責事由による計画変更	○		本市の指示、帰責事由による業務内容の変更
2	供給リスク	計画量が確保できない等、受入廃棄物の量の変動	○	○	変動費により受入廃棄物の量の変動にあわせて支払いを行う 固定費に影響が生じるような量の変動の場合、協議により委託費の改定を行う
3	搬入処理物の性状リスク	受入廃棄物の性状に起因するもの	○		し尿及び浄化槽汚泥の性状が計画性状と異なる場合の運営費の増大、事故の発生、運転停止
		処理不適物による施設損傷		○	事業者が受入廃棄物の処理不適物に関して善管注意義務を怠ったために生じた運営費の増大、事故の発生、運転停止
4	運営費上昇リスク	本市の帰責事由に起因する運営費の増大	○		本市の帰責事由による業務内容・用途の変更等（含む処理対象物の変更等）に起因する運営費の増大
		上記及び物価以外の要因によるもの		○	上記及び物価以外の事業者の帰責事由による運営不備に起因する運営費の増大
5	性能リスク	要求水準不適合（施設の性能・維持確保に関するもの）		○	事業者の帰責事由による施設の運転・用役・維持管理の不備に起因する性能未達、運営費の増大
		制度・法令変更等の規制強化による業務要求水準不適合	○		制度・法令変更により、要求水準を上回る性能が要求される場合の設備改造等
6	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・火災等による施設の損傷		○	事業者の帰責事由による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
			○		上記以外による事故・火災等による施設損傷、修繕、代替処理費用等の運営費増大
7	事故発生リスク	施設の本事業での事故発生		○	事業者の帰責事由による事故に関する修復等に係る費用
			○		事業者の帰責事由以外による事故に関する修復等に係る費用
8	搬出リスク	場外搬出の停滞、停止、中止が発生した場合	○		貯留・保管場所の確保
				○	輸送、代替処理

表 リスク分担表（案）（2/2）

区分	リスクの内容	負担者		リスクの詳細・備考	
		本市	受託者		
運営期間					
9	環境保全リスク	環境に影響を及ぼす 場合		○	受託者の帰責事由による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用
			○		受託者の帰責事由以外による周辺環境の悪化、環境基準の未達による現状復帰費用
10	技術革新リスク	新技術の導入に伴い 更新コストが増大する 場合	○		本市の意向によるもの
				○	上記以外のもの

【様式1号】

実施方針に対する質問・意見書

令和 年 月 日

始良市 様

(質疑者)

印

第2期あいらくリーンセンター包括運営管理委託に関する実施方針について、次のとおり質問・意見書を提出します。

提出者	商号又は名称	
	住所又は所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話番号	
	電子メール	

No.	頁	項目	質疑内容
例	2	第2章 1 事業名	○○○
2			
3			
4			
5			

注1 質疑は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

注2 質疑の数に応じて行数を増やし、「No.」の欄に通し番号を記入すること。

なお、「No.」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入すること。